

山梨県特殊詐欺の被害防止条例案作成委員会 先進事例調査（埼玉県）概要

- 1 日 時 令和元年11月5日（火）午後1時～2時
- 2 場 所 埼玉県議会 2階 第1委員会室
- 3 調査者
委員長 鈴木 幹夫
副委員長 佐野 弘仁
委 員 河西 敏郎 久保田松幸 山田 一功 水岸富美男
市川 正末 流石 恭史 飯島 修 山田 七穂
- 4 対応者 埼玉県議会自由民主党県議団 細田善則議員
- 5 調査事項 埼玉県特殊詐欺撲滅条例について
- 6 主な質疑応答

問) 第5条の項目が、県民の「責務」ではなく、「役割」としたとの説明があった。第7条も金融機関の「役割」としているが、「責務」が良いと思うが、「責務」としようとの議論はあったのか。

答) 最初の素案ではすべて「責務」と表現していたが、条例で責務とするのは県だけで、県民、金融機関は「役割」が妥当だとの意見に落ちついた。

問) 金融機関について、埼玉県では都市銀行、地方銀行等入り組んでいる状況だと思うが、山梨県では、銀行協会のような組織がある。こうした組織に限度額引き下げの要請は行ったのか。

答) 金融機関の了承はいただく必要があると考え、県内の銀行、信用金庫等の代表幹事機関との意見交換を行った。金融機関からは、引き下げの取り組み等について否定的な意見を受けると思ったが、条例制定により県が後押ししてくれるのはありがたいとの意見だった。

また、金融機関ごとにシステムが異なるので、導入のタイミング、基準がそろわないという意見もいただいた。

問) 最終的に金融機関が水際で防いでくれるのが一番良いと思う。この県条例が制定されたことにより、金融機関が預金者保護のためにどのような取り組みを始めているか。

答) 現時点では、条例制定を受けた金融機関の取り組みは把握していない。

問) 第8条の普及啓発と第11条の被害防止のための助け合いの取組が大事だと考える。核家族化が進み、子どもが高齢者と接する機会が少なくなっている中で、おじいさん、おばあさんがこうした被害に遭わないように声かけなどをする教育活動が大切であると思うが、学校教育で行うよう教育委員会に働きかけているのか。

また、広報活動について、せっかくこのような条例が成立したのだから、詐欺被害防止月間、週間などの活動を行うことも必要と思うがいかがか。

答) 第8条の普及啓発を行う「県」は、教育委員会までも含む概念で、第1項に、「県は～教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。」と明記した。これは他県の条例にはない視点。

また、防止強化月間、週間はいい考えだと思う。月ごとの被害状況には傾向があると思う。

問) 撲滅条例の「撲滅」のことばに強い思いを感じた。

第4条で市町村への協力が規定されている。県と市町村が足並みをそろえてしっかり取り組むことが重要だと思う。県条例の制定により、市町村での被害防止に関する施策策定の動きはあるのか。

答) 市町村での検討、策定状況は把握していない。県条例は自民党会派で検討、提案したこともあり、地元市町村議会への働きかけをすべきとは考えるが、そこまではしていない状況。

本条例の付託先委員会は警察の委員会か、県民生活の委員会か迷ったところ。犯罪という特殊性から考慮し、警察の委員会に付託した。一義的には警察が取り組み、県民生活部門が広報等で補助をするべきと考えた。県警察が所管するので、市町村への働きかけは行っていない状況。

問) 自民党県議団で条例を提案したとのこと。山梨県では考えられないが、その経緯とこの条例を作るに当たり、銀行等との意見交換を含めどの程度会

議をしたのか。

答) ここ十数年ほど、埼玉県議会が条例制定に関して各会派で進めることが多くなっている。前の期では、4年間で14～5の条例を毎議会、議員提案による条例が制定されている状況。自民党が過半数なので、自民党会派が提出し、成立することが多いが、この条例は全会一致での成立だった。

本条例の検討を始めたのは昨年4月、会派内にプロジェクトチームを立ち上げてから。5月に詐欺被害の状況について執行部から説明を受け、6月は特殊詐欺の定義のしかたなど法令の勉強、7月は全国都道府県の取組状況を勉強また県が設置するコールセンターの視察、10月は金融機関4行との意見交換、11月に条例の骨子案検討、12月にパブリックコメントによる意見募集（会派のホームページで公開、会派で実施）、そして2月議会に条例案を提案した。

他の会派とはパブリックコメント前に意見の摺り合わせを行い、付託先の警察の委員会において、私が説明し、質問をいただいたところ。

問) 埼玉県では詐欺の被害は市街地が多いのか、中山間地域が多いのか。

答) 正確には把握していないが、中山間地域ではお互いが顔見知りのケースが多く、人と人との繋がりが強いので、被害は都市部が多いのではと思う。

問) 防災無線による放送により被害が防げられるが、地域に差があると思う。条例により、今後具体的に地域別、時間別等の対策を打ち出すことなどは考えているのか。

答) 条例の中に細かな対策を明記すると新たな手口が出てきた場合に対応が難しくなると危惧されたので、規定のしかたはおおくりだったが、第14条で特殊詐欺の被害の防止に関する施策を推進するために必要な財政措置を講ずるよう努める財政上の措置を規定し、そうした場合には新たな取組を予算計上するよう議会から要請する仕組みになっている。

以上